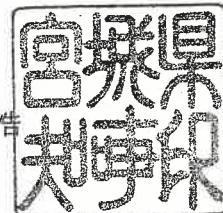


写

環対第222号
令和2年7月30日

株式会社G F 代表取締役 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称) 稲子崎ウインドファーム計画段階環境配慮書に対する意見について(通知)

令和2年5月28日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 鈴木

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、刈田郡七ヶ宿町において、最大で総出力 138,600kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 33 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業は、県内有数の大規模風力発電事業であり、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されているほか、土砂災害危険箇所（土石流）などの災害リスクの高い地域も含まれており、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避又は十分に低減するため、以下に述べる事項に留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

（1）対象事業実施区域の設定

イ 想定区域の大部分は「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という）の検討に当たっては、水源かん養保安林などにおける事業実施可能性について、関係機関と十分に協議すること。

ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガス排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

（2）事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

（3）地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する七ヶ宿町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

（1）騒音、低周波音及び風車の影による影響

想定区域内には住居等が存在し、風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約 500 メートルと極めて近いことから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影に

による生活環境への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、広範囲に水源かん養保安林に指定されており、水道や農業用水の水源として重要な地域である。

のことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域には、重要な地形（五郎山）が存在するため、その地形及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周囲に存在する土砂災害警戒区域（土石流）及び地すべり地形については、土石流が発生する可能性のある上流域も含め、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価をし、十分な対策を検討すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

(4) 動物に対する影響

イ 想定区域及びその周辺には、稀少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカや夏鳥のミゾゴイ、希少なコウモリ類が生息する可能性が高いことから、それらの種の生息場所や行動生態を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ロ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

(5) 植物に対する影響

イ 想定区域内には、自然度の高い植生が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

ロ 想定区域北西部に位置する未整備水田付近には、稀少種が存在する可能性が高いため、適切な調査手法を設定すること。

(6) 景観に対する影響

イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの囲繞景観への影響について適切に眺望点を設定し、予測及び評価すること。

ロ 主要な眺望点について、想定区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場である滑津大滝、七ヶ宿オートキャンプ場きららの森及び七ヶ宿スキー場並びに主要な道路である一般国道113号などを加えること。また、視野角が1度未満であっても、

風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点の重要性を検討し、調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域周辺には、七ヶ宿オートキャンプ場きららの森や七ヶ宿スキー場などが存在し、キャンプやスキー、バードウォッキング等に利用されることから、これら施設の利用状況について関係者等からの情報収集に努め、事業の実施による主要な人と自然とのふれ合いの活動の場に対する影響を調査、予測及び評価すること。

(8) 放射線の量による影響

イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。